

社会福祉法人 有誠福社会 定 款

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 軽費老人ホームの経営

(ニ) 養護老人ホームの経営

(ホ) 指定管理を受けた施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(二) 障害児相談支援事業の経営

(ホ) 地域活動支援センターの経営

(ヘ) 老人デイサービス事業の経営

(ト) 老人介居宅介護等事業の経営

(チ) 老人短期入所事業の経営

(リ) 老人介護支援センターの経営

(ヌ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ル) 保育所の経営

(名 称)

第二条 この法人は、社会福祉法人有誠福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行う

ため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに
事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低
額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を徳島県名西郡石井町石井1994番地に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬については、その職務を行うために要する旅費を支給することができる。

評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選をする。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか必要がある場合に開催する。

(招 集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席し、議事録署名人として選出された評議員は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び職員

（役員の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 6名

（2）監事 2名

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とすることができる。

- 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することがで

きる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 役員の報酬等及び費用の弁償に関する規程は、これを別に定める。

(職 員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長及び事業所の管理者（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任を検討し、評議員会にて承認する。

3 定款細則別表2に定める他の重要な職員については、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構 成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(権 限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1)建 物

①徳島県名西郡石井町石井字城の内5 6 3番地1、5 6 7番地5、5 6 7番地9所在

有誠園

鉄筋コンクリート造陸屋根3階建

1階	2411.70 m ²
2階	2029.16 m ²
3階	422.99 m ²

機械室

鉄筋コンクリート造陸屋根平家建

30.00 m²

ごみ置場

コンクリートブロック造陸屋根平家建

7.50 m²

小 計	4901.35 m ²
-----	------------------------

内 有誠園養護所	4771.75 m ²
----------	------------------------

内 障害者生活支援センター	92.10 m ²
---------------	----------------------

②徳島県名西郡石井町石井字城の内 5 6 3 番地 1 所在

有誠園地域活動支援センター

鉄筋コンクリート造陸屋根・鋼板葺平家建	336.15 m ²
---------------------	-----------------------

③徳島県名西郡石井町石井字城の内 5 6 3 番地 2、5 6 7 番地 5 所在

デイサービスセンター藤の里

鉄骨造陸屋根平家建	369.92 m ²
-----------	-----------------------

内 デイサービスセンター	285.36 m ²
--------------	-----------------------

内 在宅介護支援センター	84.57 m ²
--------------	----------------------

④徳島県名西郡石井町石井字城の内 5 7 2 番地 3 所在

有誠園地域交流ホーム

鉄骨造鋼板葺 2 階建(内 1 階)	222.20 m ²
--------------------	-----------------------

鉄骨造鋼板葺 2 階建(内 2 階)	43.40 m ²
--------------------	----------------------

⑤徳島県名西郡神山町阿野字長谷 3 3 5、3 3 6 番地

神山すだち園養護院

鉄筋コンクリート造ストレート葺平家建	2158.88 m ²
--------------------	------------------------

神山すだち園機械室

コンクリートブロック造陸屋根平家建	28.5 m ²
(附 3	9.81 m ²)
(附 4	10.85 m ²)
(附 5	7.84 m ²)

⑥徳島県名西郡石井町高川原字天神 7 2 5 番地の 1 所在

石井デイサービスセンター	449.91 m ²
鉄骨造鋼板葺平家建	
内 デイサービスセンター	365.51 m ²
内 石井在宅介護支援センター	84.40 m ²

⑦徳島県名西郡石井町高原字桑島 5 5 8 番地の 4、6 0 7 番地 1

5 6 0 番地 3、5 6 1 番地 4 所在

ケアハウスまこと

鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	
(1 階)	472.45 m ²
(2 階)	437.85 m ²
(3 階)	437.85 m ²
(4 階)	294.52 m ²
内 ケアハウスまこと	1295.45 m ²

内 ヘルパーステーション	52.7 m ²
--------------	---------------------

内 グループホームまことの家	294.52 m ²
----------------	-----------------------

⑧徳島県名西郡石井町石井字石井 1 9 9 4 番地、 1 9 9 7 番地、

1 9 9 6 番地、 2 0 0 6 番地

仁寿園

鉄筋コンクリート造合金メッキ銅板葺 2 階建	2736.00 m ²
------------------------	------------------------

(1 階)	1450.56 m ²
--------	------------------------

(2 階)	1285.44 m ²
--------	------------------------

⑨徳島県名西郡石井町石井字石井 1 9 9 4 番地、 1 9 9 6 番地 1

グループホーム希

鉄筋コンクリート造合金メッキ銅板葺 2 階建	650.00 m ²
------------------------	-----------------------

(1 階)	330.00 m ²
--------	-----------------------

(2 階)	320.00 m ²
--------	-----------------------

⑩徳島県名西郡石井町石井字城の内 5 6 3 番地

地域生活サポートセンター「有誠」

鉄骨造・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

(1 階)	316.20 m ²
--------	-----------------------

(2 階)	274.20 m ²
--------	-----------------------

⑪徳島県名西郡石井町石井字石井 2008 番地

地域交流センター希仁庵

木造かわらぶき平屋建 53.24 m²

⑫徳島県名西郡石井町藍畑字東覚円 103 番地 2

まこと訪問看護ステーション

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

(1 階) 138.96 m²

(2 階) 138.96 m²

⑬徳島県名西郡石井町藍畑字東覚円 103 番地 3

有誠福祉会訪問介護ステーション

木造ストレートぶき 2 階建

(1 階) 64.48 m²

(2 階) 66.24 m²

⑭徳島県名郡石井町石井字石井 1 9 9 4 番地

社会福祉法人有誠福祉会 本部事務所

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

(1 階) 111.28 m²

(2 階) 115.70 m²

⑮徳島県名郡石井町石井字石井 2 0 0 7 - 1 - 2 番地

デイサービスセンター気延の里

木造平かわら・合金メッキ鋼板ぶき平家建 318.21 m²

⑯徳島県名西郡石井町藍畑字東覚円 1 0 3 番地 1

デイサービスセンター藤の里

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 440.55 m²

⑰徳島県国府町早淵字南川ヤ 7 3 4 番地

仁誠館

鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 3 階建

(1 階) 1310.54 m²

(2 階) 1078.98 m²

(3 階) 236.56 m²

⑱徳島県名西郡石井町石井字石井 2033 番地 2

気延のもりの保育園

鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 989.16 m²

物置 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 12.00 m²

⑲徳島県名西郡石井町浦庄字諏訪 978 番地 1

法人本部

鉄骨造陸屋根 2 階建

(1 階) 187.46 m²

(2 階) 256.00 m²

(2)土 地

①有誠園

徳島県名西郡石井町石井字城の内 563 番地 1 8007.15 m²

563 番地 2 147.64 m²

567 番地 5 718.75 m²

567 番地 9 113.52 m²

572 番地 3 395.00 m²

578 番地 98.00 m²

小 計 9480.06 m²

②神山すだち園

徳島県名西郡神山町阿野字長谷 335 番地 1 2499.57 m²

336 番地 1 2093.00 m²

336 番地 4 2698.00 m²

小 計 7290.57 m²

③石井デイサービスセンター

徳島県名西郡石井町高川原字天神 725 番地 1 783.12 m²

小 計 783.12 m²

徳島県名西郡石井町高川原字天神 722 番地 1 222.52 m²

徳島県名西郡石井町高川原字天神 722 番地 3 808.47 m²

徳島県名西郡石井町高川原字天神 723 番地 1 171.18 m²

小 計 1202.17 m²

徳島県名西郡石井町高川原字天神 720 番地 1 865.00 m²

徳島県名西郡石井町高川原字天神 721 番地の

1

小 計 1747.00 m²

④ケアハウスまこと

徳島県名西郡石井町高原字桑島 558 番地 4 900.78 m²

小 計 900.78 m²

⑤仁寿園・グループホーム希

仁寿園

徳島県名西郡石井町石井字石井 1997 番地 1	1289.00 m ²
2006 番地 1	1175.00 m ²
1996 番地 1	822.00 m ²
1994 番地	1058.00 m ²
1928 番地 1	274.00 m ²
1993 番地	160.00 m ²
2007 番地 1	801.00 m ²
2007 番地 2	313.00 m ²
2008 番地	539.00 m ²
小 計	6431.00 m²

徳島県名西郡石井町石井字石井 1943 番地 3	641.00 m ²
1992 番地 1	689.00 m ²
1992 番地 3	50.00 m ²
1928 番地 5	26.00 m ²
1943 番地 4	34.00 m ²
小 計	1440.00 m²

徳島県名西郡石井町石井字石井 1998 番地 1	572.00 m ²
1998 番地 2	58.00 m ²

2005 番地 1	538.00 m ²
-----------	-----------------------

2005 番地 3	27.00 m ²
-----------	----------------------

2005 番地 4	31.00 m ²
-----------	----------------------

2005 番地 2	562.00 m ²
-----------	-----------------------

2005 番地 5	30.00 m ²
-----------	----------------------

小	計	1818.00 m ²
---	---	------------------------

徳島県名西郡石井町石井字石井 2004 番地 2	1009 m ²
--------------------------	---------------------

2004 番地 4	60 m ²
-----------	-------------------

小	計	1069.00 m ²
---	---	------------------------

グループホーム希

徳島県名西郡石井町石井字石井 1996 番地 1	188.00 m ²
--------------------------	-----------------------

1994 番地	241.00 m ²
---------	-----------------------

1928 番地-1	98.00 m ²
-----------	----------------------

1993 番地	57.00 m ²
---------	----------------------

2007 番地 1	289.00 m ²
-----------	-----------------------

2007 番地 2	112.00 m ²
-----------	-----------------------

2008 番地	194.00 m ²
---------	-----------------------

小	計	1179.00 m ²
---	---	------------------------

⑥仁誠館

徳島県国府町早淵字南川ヤ 731	999.38 m ²
徳島県国府町早淵字南川ヤ 732－3	251.21 m ²
徳島県国府町早淵字南化ヤ 734	3697.85 m ²
小	計 4948.44 m ²

⑦法人本部

徳島県名西郡石井町浦庄字諏訪 978 番 1	538.97 m ²
徳島県名西郡石井町浦庄字諏訪 983 番 2	294.91 m ²
小	計 833.88 m ²

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のた

めの資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種 別)

第三六条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅サービスの事業

(2) 地域支援事業

(3) 居宅介護支援事業

(4) 基幹相談支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解 散

(解 散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

（定款の変更）

第三十九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第十章 公告の方法その他

（公告の方法）

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人有誠福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 手束 昭胤

理 事 阿部 祐三

〃 犬伏 清

〃 片山 幸俊

〃 田村 俊昭

〃 手束 令胤

〃 仁木 谷男

〃 福本 禮一

〃 増井 隆信

〃 森本 種八

〃 米延 保之

監 事 神本 恒夫

〃 森 兵次郎

2 この定款は、徳島県知事から認可された日から施行する。

昭和 54 年 6 月 18 日認可(厚生省社 571 号)

昭和 54 年 7 月 5 日登記

昭和 57 年 8 月 9 日一部改正(厚生省社 819 号)

昭和 60 年 9 月 5 日一部改正(厚生省社 756 号)

昭和 62 年 4 月 20 日一部改正

平成 4 年 12 月 25 日一部改正(徳島県指令障第 908 号)

平成 5 年 9 月 30 日一部改正(徳島県指令障第 718 号)

平成 9 年 3 月 4 日一部改正(徳島県指令障第 102 号)

平成 9 年 3 月 7 日一部改正(徳島県指令障第 103 号)

平成 11 年 2 月 12 日一部改正(徳島県指令障第 57 号)

平成 12 年 4 月 7 日一部改正(徳島県指令障第 699 号)

平成 13 年 12 月 13 日一部改正(徳島県指令障第 3456 号)

平成 16 年 6 月 22 日一部改正(徳島県指令障第 3111 号)

平成 17 年 8 月 3 日一部改正(徳島県指令障第 1028 号)

平成 18 年 4 月 19 日一部改正(徳島県指令障第 121 号)

平成 18 年 5 月 31 日一部改正(徳島県指令障第 381 号)

平成 19 年 3 月 22 日一部改正(徳島県指令障第 1749 号)

平成 19 年 7 月 11 日一部改正(徳島県指令障第 390 号)

平成 19 年 10 月 1 日一部改正(徳島県指令障第 710 号)

平成 20 年 10 月 10 日一部改正(徳島県指令障第 660 号)

平成 21 年 6 月 11 日一部改正(徳島県指令障第 3018 号)

平成 22 年 2 月 26 日一部改正(徳島県指令障第 1102 号)

平成 23 年 4 月 7 日一部改正(徳島県指令障第 4003 号)

平成 23 年 6 月 16 日一部改正(徳島県指令障第 4009 号)

平成 23 年 10 月 11 日一部改正(徳島県指令障第 638 号)

平成 24 年 3 月 30 日一部改正(徳島県指令障第 4070 号)

平成 25 年 3 月 29 日一部改正(徳島県指令障第 4142 号)

平成 26 年 7 月 7 日一部改正(徳島県指令障第 4030 号)

3 この定款は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 12 月 28 日付申請、平成 29 年 2 月 17 日 一部改正(徳島県指令障第 4090 号)

平成 30 年 1 月 4 日付申請、平成 30 年 1 月 30 日 一部改正(徳島県指令障第 4135 号)

平成 31 年 4 月 12 日付申請、平成 31 年 4 月 25 日 一部改正(徳島県指令障第 4006 号)

令和 3 年 4 月 9 日付申請、令和 3 年 5 月 3 1 日 一部改正(徳島県指令障第 4020 号)

令和 4 年 4 月 4 日付申請、令和 4 年 4 月 2 6 日 一部改正(徳島県指令障第 4009 号)

令和 5 年 5 月 1 2 日付申請、令和 5 年 5 月 1 6 日 一部改正(徳島県指令障第 4028 号)

令和 5 年 7 月 1 4 日付申請、令和 5 年 8 月 1 7 日 一部改正(徳島県指令障第 4051 号)